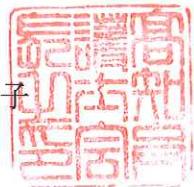


2014年(平成26年)5月1日

日本弁護士連合会会長 殿
各弁護士連合会理事長 殿
各弁護士会会长 殿

高知弁護士会

会長 稲田 知江子



「会長声明」の送付のご案内

当会では、別紙のとおり「集団的自衛権行使の容認に反対する会長声明」を発表しましたので、ご参考までに送付します。 以上

集団的自衛権行使の容認に反対する会長声明

現在、憲法をめぐる諸問題が表面化する中で、内閣の憲法9条の解釈の変更により、集団的自衛権の行使を容認しようとする動きや、その行使を認める法案を国会に提出しようとする動きが加速しています。

しかし憲法は、国の最高法規であり、それに違反する行為は許されません。特に権力者は、憲法を遵守する義務が課されています(立憲主義)。

憲法9条は、我が国が攻撃されていないのに、他国が攻撃されているときに自衛隊がその相手国を攻撃する集団的自衛権の行使は認めていません。それが歴代の政府の確立した憲法解釈でもあります。

しかも憲法は、その最高法規性、安定性を保障するために、96条で国民投票を中心とする憲法改正の手続きを定めています。

にもかかわらず、いま内閣の憲法解釈の変更で、憲法を実質的に変えようとする動きが進んでいることは、憲法秩序を破壊するもので許されません。

よって当会は、憲法を頂点とする法の支配と国民主権を守るために、集団的自衛権行使を容認しようとする動きに強く反対するものです。

平成26年5月1日
高知弁護士会
会長 稲田知江子